

令和 8 年熊本地震被災施設整備等対策 実施要領の制定について

8 新 食 第 1 2 8 0 号

8 農 産 第 2 3 2 5 号

8 畜 産 第 1 5 8 2 号

令 和 8 年 8 月 2 8 日

農林水産省大臣官房総括審議官

(新事業・食品産業)

農 林 水 産 省 農 産 局 長

農 林 水 産 省 畜 産 局 長 通知

この度、令和 8 年熊本地震被災施設整備等対策実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本対策の円滑な実施に御配慮願いたい。

令和 8 年熊本地震被災施設整備等対策実施要領

第 1 趣旨

令和 8 年熊本地震の影響により、被災地域において産地基幹施設や卸売市場施設等に大きな被害が発生しており、国産農畜産物の安定供給や農業生産の継続、農畜産物の出荷及び卸売市場の取引に大きな影響を及ぼしている。

これらの被災地域における農業生産基盤の回復、産地の体質強化及び卸売市場機能の回復を図るためには、被災地域の産地基幹施設等や卸売市場施設の整備等を支援する必要がある。

このため、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第 4 第 1 項ただし書による緊急対策として、被災地域における産地基幹施設等や卸売市場施設の整備等を支援するため、令和 8 年熊本地震被災施設整備等対策（以下「本対策」という。）を実施するものとする。

第 2 対策の内容

本対策は、令和 8 年熊本地震の影響により産地基幹施設等や卸売市場施設等が被災した地域において行う、以下の 1 及び 2 に掲げる取組を支援するものとする。

1 産地基幹施設等の整備

（1）対象施設等

支援対象とする産地基幹施設等は以下のアからイまでに掲げるものとし、産地基幹施設等の交付対象基準は、要綱別記 1 のⅡ－1 の第 2 の 5 及びⅡ－2 の第 2 の 5 の規定を準用するものとする。

なお、イの（キ）については、乳業の再編合理化（工場廃棄等）の有無を問わないものとする。

ア 耕種作物産地基幹施設整備

- （ア）育苗施設
- （イ）乾燥調製施設
- （ウ）穀類乾燥調製貯蔵施設
- （エ）農産物処理加工施設
- （オ）集出荷貯蔵施設
- （カ）産地管理施設
- （キ）用土等供給施設
- （ク）農作物被害防止施設
- （ケ）農業廃棄物処理施設
- （コ）生産技術高度化施設
- （サ）種子種苗生産関連施設
- （シ）有機物処理・利用施設
- （ス）油糧作物処理加工施設
- （セ）バイオディーゼル燃料供給施設

イ 畜産物産地基幹施設整備

(ア) 畜産物処理加工施設

(イ) 家畜市場

(ウ) 家畜飼養管理施設

(エ) 国産飼料関連施設

(オ) 家畜改良増殖関連施設

(カ) 畜産周辺環境影響低減施設

(キ) 乳業工場（要綱別記 1 のⅡのⅡ－2 の第 1 の 6（1）から（3）までの施設をいう。以下同じ。）

(ク) 畜産副産物の肥飼料施設

(2) 対象とする取組

ア 産地基幹施設等（5 名以上の受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間 150 日以上）をいう。以下同じ。）が利用する施設であって、（1）のア又はイに掲げる施設と同様の機能を有する施設をいう。以下同じ。）が被災した場合の当該産地基幹施設等の補修、修繕及び再取得等並びに産地基幹施設等以外の農業生産施設（パイプハウス等）が被災した場合の新たな産地基幹施設の整備（以下「再整備」という。）

イ 再整備に伴う、被災した施設の全部又は一部の解体、撤去及び廃棄並びに当該施設用地の再造成等（以下「廃棄等」という。）に係る費用について支援するものとする。

この場合、廃棄等については、再整備に直接必要となる費用のみを支援するものとする。

ウ 要綱又は産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農産第 3506 号農林水産事務次官依命通知）に基づき承認された事業実施計画に位置付けられた施設であって、対象災害により被災したものの再整備及びこれに伴う既存施設の廃棄等

2 卸売市場施設の整備

卸売市場の施設が被災した場合の整備、廃棄等について支援するものとし、支援対象とする卸売市場施設及び施設内容は、別表のとおりとする。

この場合、廃棄等については、当該卸売市場施設の整備に直接必要となる費用のみを支援するものとする。

第 3 事業の実施基準等

1 産地基幹施設等の整備

別紙 1 のとおりとする。

2 卸売市場施設の整備

別紙 2 のとおりとする。

第 4 事業の対象となる地域

1 本対策の対象となる地域は、令和 8 年熊本地震の影響により大きな被害を受け、その機能の一部又は全部が不全となっている産地基幹施設や卸売市場施設等が存在する地域（以下「対象地域」という。）とする。

2 第 2 の 1 の産地基幹施設等の整備に係る施設の主たる受益地については、要

綱別記 1 の I の第 1 の 1 の規定を準用する。

- 3 第 2 の 1 において、野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、要綱別記 1 の I の第 1 の 2 の規定を準用する。

第 5 上限事業費

施設別の上限事業費については、設定しない。

第 6 附帯事務費

要綱別記 1 の I の第 5 及び別記 2 の I の第 4 の規定を準用するものとする。

第 7 成果目標の基準

要綱別記 1 の I の第 2 の 2 の (1) 及び別記 2 の I の第 1 の 2 の (1) の成果目標の基準は、本対策においては次に掲げるとおりとする。

なお、第 2 の 1 の (2) のウの取組の場合は、原則として、既に承認された取組実施計画の成果目標を本事業の成果目標とする。

政策目的	内容	達成すべき成果目標の基準
産地競争力の強化	対象地域における農業生産に被害を受けた地域における産地基幹施設等の整備等	被災前に比べて農畜産物の生産量（飼養頭数等）若しくは生産額が増加又は単位面積当たりの生産コスト、流通コスト若しくは労働時間が縮減
食品流通の合理化	対象地域において被災した卸売市場施設の整備等	対象地域において被災した施設の機能復旧による円滑な市場取引の確保

第 8 目標年度

要綱別記 1 の I の第 2 の 2 の (2) 及び別記 2 の I の第 1 の 2 の (2) の成果目標の目標年度は、本対策においては、事業実施年度（複数年度にわたって実施する事業にあっては事業完了年度とする。以下同じ。）の翌々年度とする。

ただし、第 2 の 1 の (1) のイの畜産物産地基幹施設整備のうち(ウ)から(オ)まで及び(キ)については事業実施年度から 6 年以内とする。

第 9 交付金の配分基準

- 1 事業実施計画について、以下の表に基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を県ごとに合計し、当該合計額を交付金として配分する。
- 2 事業実施計画 1 つ当たりの上限要望額は、それぞれ次のとおりとする。
(1) 受益が 1 経営体（法人）に限定される場合の取組にあっては、1 年度当た

り 5 億円

(2) (1) に掲げる取組以外のものにあつては、1 年度当たり 20 億円

(3) (1) 及び (2) の規定にかかわらず、要綱別表 1 の I の事業実施主体の欄の 1 の (10) に掲げる中間事業者及び同 (11) に掲げる流通業者が要望できる事業実施計画 1 つ当たりの額については、それぞれ次のとおりとする。

ア 中間事業者 5 億円

イ 流通業者 2.5 億円

政策目的	達成すべき成果目標基準	ポイント
産地競争力の強化	被災前に比べて農畜産物の生産量（飼養頭数等）若しくは生産額が増加又は単位面積当たりの生産コスト、流通コスト若しくは労働時間が縮減 （注 1）生産量、生産額については、農作物の作付けが困難な農地又は被災前と同じ農作物の作付けが困難な農地がある場合には、被災前の生産量、生産額から当該農地分を控除して評価できるものとする。 （注 2）生産額については、他品目への転換がある場合は、転換後の品目の生産額と合計で評価できるものとする。	以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①被災前に比べて農畜産物の生産量（飼養頭数等）を 1 % 以上増加 12 % 以上 5 ポイント 9 % 以上 4 ポイント 6 % 以上 3 ポイント 3 % 以上 2 ポイント 1 % 以上 1 ポイント ②被災前に比べて農畜産物の生産額を 1 % 以上増加 12 % 以上 5 ポイント 9 % 以上 4 ポイント 6 % 以上 3 ポイント 3 % 以上 2 ポイント 1 % 以上 1 ポイント ③被災前に比べて単位当たりの農畜産物の生産コスト、流通コスト又は労働時間を 1 % 以上縮減 12 % 以上 5 ポイント 9 % 以上 4 ポイント 6 % 以上 3 ポイント 3 % 以上 2 ポイント 1 % 以上 1 ポイント 上記の①から③までに加え、以下のポイントを加算できるものとする。 被災した施設が産地基幹施設等である 5 ポイント

食品流通の合理化	被災した施設の機能復旧による円滑な市場取引の確保	被災した施設機能に対して100%復旧 ・・・10ポイント
----------	--------------------------	---------------------------------

第10 その他

- 1 本対策においては、都道府県知事は、要綱別記1のIの第3の2の(1)及び(2)又は要綱別記2のIの第2の2の(1)及び(2)の協議に当たり、要綱別紙様式1号に代えて、本要領の別紙様式1号を提出するものとする。
- 2 本対策においては、都道府県知事は、要綱別記1のIの第3の3の(3)及び要綱別記1のIの第3の4の(3)、要綱別記2のIの第2の3の(3)及び要綱別記2のIの第2の4の(3)の報告に当たり、要綱別紙様式5号に代えて、本要領の別紙様式2号を提出するものとする。
- 3 本対策においては、令和8年熊本地震の被災地域については令和8年7月28日以降に着手した第2に掲げる取組を交付対象とすることができる。この場合にあっては、本要領の別紙様式1号の備考欄に着手日を記入するものとする。また、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。
ただし、第2の1の(2)のア及びウに掲げる取組を除き、他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは本対策の交付の対象外とする。
- 4 本対策の実施に当たっては、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」(令和4年4月1日付け3新食第2088号農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)、3農産第2897号農林水産省農産局長、3畜産第1991号農林水産省畜産局長通知。以下「事務取扱」という。)を適用するものとする。
ただし、事業の着手に係る取扱いについては、3によるものとし、事務取扱の第1の5の規定は適用しないものとする。
- 5 事業実施主体は、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」(令和4年4月1日付け3新食第2087号農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)、3農産第2896号農林水産省農産局長、3畜産第1989号農林水産省畜産局長通知)による費用対効果分析を実施し、投資効率等を充分検討するものとする。
ただし、第2の1の(2)のウに掲げる取組及び施設の機能向上を伴わない現状復旧等のために実施する場合は、費用対効果分析の対象外とする。
また、第2の1の(2)のウの取組にあっては、実施中の取組の契約関係を継続できるほか、実施中の契約を解除し、同種の契約を再締結する場合においては、同一の相手方と随意契約を行うことができる。
- 6 事業実施に当たっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されていることを要するものとし、事業実施主体は、成果目標の達成のための推進活動を行うものとする。
- 7 第2の1については、複数の事業における第2の1の取組の受益面積や受益農業従事者、別紙1の2の事業実施主体等が同一であり、廃棄等や早期の営農再開に必要となる一部施設の整備を実施した上で新設を行う場合に限り、複数の

事業を一体的な施設整備とし、一つの事業とみなすことができる。この場合において、それぞれの事業における第7から第9までの成果目標、目標年度及びポイントの算定方法、第10の2の報告及び評価並びに5の費用対効果分析、別紙1の1で準用する要綱別記1のⅡのⅡ－1の第2の1の（6）及び（10）並びにⅡ－2の第2の1の（7）及び（10）、別紙1の1の（2）で準用する要綱別記1のⅡのⅡ－2の第1並びに第2の6の再編利用計画及び再編合理化計画等について一体的に設定できるものとする。

第11 本要領に定めのない事項に関しては、要綱の規定を準用する。

附 則

この通知は、令和8年8月28日から施行し、令和8年7月28日に発生した令和8年熊本地震により被災を受けた事業実施主体が、令和8年7月28日以後に行う取組について適用する。

産地基幹施設等整備の実施基準等

1 実施基準

産地基幹施設等整備の実施基準は、要綱別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 2 の 1 の（3）から（7）（ただし、（7）にあつては、新品、新築又は新設を原則としない。）まで、（10）から（20）まで、（22）及び（27）並びにⅡ－2 の第 2 の 1 の（1）、（4）から（8）まで、（10）から（17）まで、（20）及び（23）に規定するものとし、対象地域において被災した産地基幹施設等の補修、修繕及び再取得（附帯施設のための補修、修繕及び再取得を含む。）を実施できるものとする。

これらの場合、耐震補強工事を併せて行うことができるものとする。

また、要綱に基づき承認された事業実施計画に位置付けられた産地基幹施設等の整備事業の実施期間内において被災した施設について、再整備を実施できるものとする。

その他、下記のとおりとする。

- （1）乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設又は集出荷貯蔵施設を再整備する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。
- （2）本要領第 2 の 1 の産地基幹施設等の整備において、再編合理化を行う場合は、要綱別記 1 のⅡのⅡ－2 の規定を準用するものとする。ただし、交付率、事業の実施基準、採択要件及び上限事業費等、本要領に定めのあるものについては、同規定を準用しない。

2 事業実施主体

本対策の事業実施主体は、以下のとおりとする。

- （1）都道府県
- （2）市町村
- （3）農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等をいう。）
- （4）公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）
- （5）土地改良区
- （6）要綱別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 2 の 2 の（2）の消費者団体及び（3）の市場関係者（野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備を行う者とする。）
- （7）事業協同組合連合会及び事業協同組合
- （8）食品事業者（以下のア又はイの場合に限るものとする。）
 - ア 米粉製品、大豆製品又は茶製品の製造若しくは製造小売を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合
 - イ 国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合
- （9）要綱別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 2 の 2 の（5）の中間事業者（国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設及び畜産物処理加工施設の整備を行う者とする。）

- (10) 要綱別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 2 の 2 の（6）の流通業者（果樹及び野菜の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備を行う者とする。）
- (11) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに家畜市場の整備を行う者とする。）
- (12) 乳業再編協議会（乳業工場の整備を行う者とする。）
- (13) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数である団体
- (14) 都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあつては農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長又は農林水産省畜産局長（以下「農産局長等」という。）、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいい、その他の都府県にあつては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。）と協議して認める団体
- (15) 要綱別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 2 の 2 の（7）のコンソーシアム

3 採択要件等

- (1) 受益農業従事者が 5 名以上であること。
受益農業従事者は、原則として被災した産地基幹施設又は産地基幹施設以外の被災した農業生産施設を所有又は利用していた者に限る。
- (2) 2 の（12）の乳業再編協議会（以下「協議会」という。）は、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 都道府県、農業関係機関、生産者団体、本事業に参加する乳業者、流通業者等により構成されていること。なお、都道府県、生産者団体及び本事業に参加する乳業者は必須の構成員とする。
 - イ 事務手続を適正かつ効果的に行うため、協議会の代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者等を明確にした運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。
 - ウ 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (3) 乳業工場を整備する場合の交付対象は、要綱別記 1 のⅡのⅡ－2 の第 2 の 5 の（3）のアの（イ）に掲げるもの。
- (4) 本要領第 7 に定める成果目標の基準を満たしていること。
- (5) 要綱別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 2 の 4 の（5）に定める面積要件等を満たしていること。
- (6) 総事業費に関する要件は設定しない。

4 交付率

交付率は、1／2 以内とする。

ただし、交付対象施設が園芸施設共済の加入対象施設である場合の国の交付額は、災害対策での助成は園芸施設共済の支払共済金が基本であることから、以下の

とおりとする。

ア 再整備

(ア) ～ (ウ) のいずれか低い額を交付金の上限とする。

(ア) 交付対象施設が園芸施設共済に加入している場合には、当該交付対象施設ごとに交付対象経費に $1/2$ を乗じて得た額から、園芸施設共済のうち特定園芸施設及び附帯施設の被災に係る支払共済金に $1/2$ を乗じて得た額を差し引いて得た額

(イ) 交付対象施設が園芸施設共済に加入していない場合には、当該交付対象施設ごとに交付対象経費に $1/2$ を乗じて得た額から、交付対象経費に交付対象施設の経過年数及び施設の種類の種類に該当する時価現有率（園芸施設共済共済価額設定準則を定める件（平成 30 年 3 月 28 日農林水産省告示第 655 号）別表 1 の時価現有率をいう。）並びに $4/10$ （園芸施設共済の付保割合の最大値である 0.8 に $1/2$ を乗じて得た額）を乗じて得た額を差し引いて得た額

(ウ) 交付対象経費から園芸施設共済のうち特定園芸施設及び附帯施設の被災に係る支払共済金並びに地方公共団体の支援措置を控除して得た額

イ 廃棄等

(ア) ～ (ウ) のいずれか低い額を交付金の上限とする。

(ア) 交付対象となる廃棄等施設ごとに交付対象となる事業に要する経費に $1/2$ を乗じて得た額

(イ) 交付対象となる廃棄等施設が園芸施設共済に加入している場合には (ア) の交付金の額から園芸施設共済のうち特定園芸施設撤去費用に係る支払共済金に $1/2$ を乗じて得た額を控除して得た額

(ウ) 交付対象経費から園芸施設共済のうち特定園芸施設撤去費用に係る支払共済金及び地方公共団体の支援措置を控除して得た額

卸売市場施設整備の実施基準等

1 実施基準

卸売市場施設整備は、対象地域において被災した卸売市場施設の機能復旧を目的とし、かつ、市場機能が被災前に比べおおむね同程度以上に回復することが見込まれる場合に行うことができるものとする。

2 事業実施主体

本対策の事業実施主体は、以下のとおりとする。

- (1) 対象地域において被災した卸売市場の開設者である地方公共団体又は法人
- (2) 対象地域において被災した卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会
- (3) 対象地域において被災した卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者

3 採択要件

本対策は、以下に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 明らかに設計の不備又は工事の施工の疎漏に起因して生じたものと認められる災害に関わるものに該当しないこと。
- (2) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に関わるものに該当しないこと。

4 交付率

交付率は、事業費の 1 / 3 以内とする。

ただし、対象地域の中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号。以下「市場法」という。）第 4 条第 1 項に基づく認定を受けた卸売市場）及び地方卸売市場（市場法第 13 条第 1 項に基づく認定を受けた卸売市場をいう。）における卸売場施設及び仲卸売場施設に係る整備の場合にあっては、1 / 2 以内とする。

5 交付対象施設及び施設内容

交付対象施設及び施設内容は別表のとおりとする。

別表

交付対象施設及び施設内容は、以下のものとする。

交 付 対 象 施 設	施 設 内 容
(1) 売場施設	卸売場施設、仲卸売場施設及び買荷保管・積込所施設
(2) 貯蔵・保管施設	倉庫施設及び冷蔵庫施設
(3) 駐車施設	駐車場
(4) 構内舗装	売場施設等(※)の舗装
(5) 搬送施設	輸送、搬送のために必要な施設
(6) 衛生施設	じんあい、汚水等の廃棄物の処理等に必要な施設
(7) 食肉関連施設	要綱別記2のⅡ－1の第2の2の(6)に定める施設であつてと畜場法第4条第1項の規定により都道府県知事が設置を許可した施設に係るもの
(8) 情報処理施設	せり機械施設及び入荷量等表示設備
(9) 市場管理センター	管理事務、業者事務に資する施設
(10) 防災施設	防災機能に資するための施設
(11) 加工処理高度化施設	小分け処理施設、包装処理施設等加工処理を高度に行うことによって小売支援機能が付与される施設
(12) 総合食品センター機能付加施設	その存在により市場機能の充実・便益の提供等が図られ、卸売市場としての付加価値の向上、総合食品センター機能の強化に資することとなる関連事業施設
(13) 附帯施設	売場施設等(※)の電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備
(14) 上記施設の施設内容に準ずる施設	交付対象施設の欄の上記の施設に掲げる施設内容に準ずる施設であつて、市場機能の向上を図る上で特に必要であると都道府県知事が認める施設及び設備

(※) 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設